

# 料金表【特養 多床室1ヶ月/31日】

要介護度	介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	実費分		1割負担者 合計(円)	2割負担者 合計(円)
			段階	金額		
要介護1	21,729	43,457	第4段階	78,120	99,849	121,577
			第3段階	40,920	62,649	
			第2段階	32,860	54,589	
			第1段階	18,600	40,329	
要介護2	24,167	48,334	第4段階	78,120	102,287	126,454
			第3段階	40,920	65,087	
			第2段階	32,860	57,027	
			第1段階	18,600	42,767	
要介護3	26,677	53,353	第4段階	78,120	104,797	131,473
			第3段階	40,920	67,597	
			第2段階	32,860	59,537	
			第1段階	18,600	45,277	
要介護4	29,115	58,230	第4段階	78,120	107,235	136,350
			第3段階	40,920	70,035	
			第2段階	32,860	61,975	
			第1段階	18,600	47,715	
要介護5	31,482	62,963	第4段階	78,120	109,602	141,083
			第3段階	40,920	72,402	
			第2段階	32,860	64,342	
			第1段階	18,600	50,082	

※要介護3・4・5の方が入所の対象となります。

※要介護1・2の方は高齢介護課へ入所についてのご相談をされ、必要と認められた場合に入所の対象となります。

※生活保護受給者の方で介護扶助を受けた場合、介護保険1割負担は免除されます。

※収入段階に応じて、居住費・食費の減額を受ける事ができます。

# 【実費分 内訳】

平成30年4月1日現在

負担段階	居住費	食費	日用品費	一日計	月合計(31日)
第4段階	840	1,380	300	2,520	78,120
第3段階	370	650	300	1,320	40,920
第2段階	370	390	300	1,060	32,860
第1段階	0	300	300	600	18,600

## 所得に応じた食費と居住費の介護保険負担限度額認定と段階

住所地の区役所高齢介護課へ申請します。認定証を窓口までご提出ください。

1 軽減の対象となる方((1)~(3)の全ての要件を満たす必要があります。)

(1) 世帯全員が市民税非課税

(2) 配偶者が市民税非課税

\* 別世帯である場合や世帯分離をしている場合でも、配偶者が市民税課税の場合は対象外になります。

\* 婚姻届を提出していない(いわゆる事実婚)場合も「配偶者」に含まれます。

(3) 次の資産基準にあてはまる方 \* 虚偽の申告をすると加算金での返還となります。

配偶者の有無	資産基準(預貯金等)	勘案する預貯金等
配偶者あり	2,000万円以下	本人(申請者)及び配偶者
配偶者なし	1,000万円以下	本人(申請者)のみ

## 2 負担限度額(日額)

国が定める基準費用額	負担限度額		
	従来型 個室	多床室	食費の 負担限 度額
	1,150円	840円	1,380円
第4段階	第1段階~第3段階以外の方		1,150円 840円 1,380円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、下記に該当しない方等		820円 370円 650円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等		420円 370円 390円
第1段階	・生活保護受給者の方等 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税		320円 0円 300円
* 詳しい申請については、住所地の高齢介護課へお問い合わせください。			